

助成金の大幅改正（その2）

日本再生人材育成支援事業の内容

この日本再生人材育成支援事業は7種類の奨励金の総称です。この中で利用頻度が高いと思われる奨励金2つのうち今回は「正規雇用労働者育成支援奨励金」をご紹介します。まずは、対象となる業種が限定されていますので、以下、概説します。

●対象となる業種

本年3月で廃止となった成長分野等人材育成支援奨励金と基本的には同じですが、新たに農業、漁業が追加されました。

・農業、林業、漁業

・電気業

・情報通信業

・運輸業、郵便業

・スポーツ施設提供業

・医療、福祉

・廃棄物処理業

・製造業のうち

①健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの

②健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの

・建設業のうち

①健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの

・学術、研究開発機関のうち

①健康、環境、農林漁業分野に関する技術開発を行っているもの

・その他（前記以外の業種）

①前記以外で健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行っているもの

一見すると業種が絞られている感じがしますが、かなり拡

大解釈できる余地もあります。製造業では、「健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの」または、「健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの」と何某かの接点があれば対象業種となる可能性があります。

●正規雇用労働者育成支援奨励金

(1)内容

正規雇用の労働者に対し、職業訓練(OFF-JT)を行った場合に、訓練に要した経費を支給します。

(2)奨励金額(限度額500万円/年度)

事業主が負担した訓練費用を1訓練コースにつき対象者1人当たり20万円を上限として支給します。

(3)対象事業所

対象業種であり、職業訓練計画を作成して、訓練を実施した事業所

(4)正規雇用の労働者とは

以下の①と②を満たす労働者です。

①健康、環境、農林漁業等の事業を行う事業主に、期間の定めのない労働者として雇用されていること

②雇用保険被保険者であること

(5)対象となる職業訓練

以下の①と②を満たすものです。

①健康、環境、農林漁業等の業務に関するもの

②1コースの訓練時間数が10時間以上(OFF-JT)であるもの

※趣味・教養と区別つかない訓練などは対象外です。

※OFF-JTとは、生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる(事業内または事業外の)職業訓練のことです。

(6)対象となる経費

①事業外訓練

・受講に際して必要となる入学金、受講料、教科書代など

②事業内訓練

i. 外部講師(社外の者に限る)の謝金・手当

ii. 施設・設備の借上料

iii. 学科または実技の訓練に必要な教科書などの購入

または作成費

(7)職業訓練計画

職業訓練計画は、いつ、どこで、どのような訓練を、何人の労働者に受けさせるか、を記載した計画です。助成金を申請する事業所は、訓練開始前に、職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。この計画作成について以下留意する必要があります。

①原則1年間の訓練計画です

※訓練に必要な時間数が確保される場合は6カ月以上でも可能です。

②平成25年度末までに労働局またはローワークに提出する必要がありません。

※提出日から6カ月以内に訓練を開始することが必要

③計画に入れられるコースは以下の4種類です。

i. OFF-JTのみで10時間以上

ii. OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練で、OFF-JTが10時間以上

iii. OJTのみで10時間以上

iv. OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練で、合計の訓練時間数が10時間以上(iiに該当するものを除く)

※経費を助成できるのは、iとiiのみ(iiはOFF-JT部分のみ)

赤井労務マネジメント事務所

社会保険労務士 赤井孝文

URL <http://www.6064.jp>